

五泉市農業委員会

令和7年 第3回 定例総会議事録

会議開催 令和7年3月27日(木) 午後3時00分
場 所 五泉市役所 4階 401 会議室

出席委員(18人)

1 番 大湊 弘明	2 番 渡辺 清滋
3 番 今井 聡	4 番 亀山 公子
5 番 大槻 彰吉	6 番 高橋 喜美子
7 番 川村 孝雄	8 番 林 毅
9 番 権平 孝男	10 番 金子 信行
11 番 小泉 和吉	12 番 長谷川 亘
13 番 渡邊 利雄	14 番 (欠席)
15 番 阿部 伸由	16 番 樋口 勝俊
17 番 酒井 美奈子	18 番 加藤 健一
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

14 番 羽賀 隆

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	渡辺 純子
村松事務所長	本間 泰巳	係 長	阿部 隆
主 査	藤田 剛		
上下水道局			
係 長	星 恵里子	主 査	今井 匠

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地転用事業変更承認申請について

- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・農地中間管理事業案件
議案第 5 号 事務局職員の任免について

8. 報告事項

- 報告第 1 号 農用地利用集積等促進計画（転貸・移転）について
報告第 2 号 例規等の一部改正について
報告第 3 号 各委員会の活動報告について

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和 7 年第 3 回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第 4 条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 （あいさつ）

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和 7 年第 3 回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19 名中 18 名で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、14 番・羽賀隆 委員から欠席の通告がありましたので、ご報告いたします。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程 4、会期の日程についてであります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程 5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、4 番・亀山公子 委員、5 番・大槻彰吉 委員 にお願いいたします。また、議事録の記録員は、事務局・阿部係長にお願いいたします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程 6、農地パトロールの報告であります。
調査班の班長、16 番・樋口勝俊 委員から、報告をお願いいたします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい議長。議席番号 16 番、現地調査班 樋口です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 3 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 00 分から私ほか、加藤 代理、波多野 推進委員、樋口雄介 推進委員、事務局の本間所長で管内を見て参りました。

五泉地区では、田屋、猿和田、笹堀、赤海 2 丁目、一本杉、村松地区では、本田屋、牧、上大蒲原、水戸野、矢津、下阿弥陀瀬 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 はい、ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第 1 号

議 長 続きまして、日程 7、議件の審議に入ります。
最初に、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい、議長。ご説明いたします。
今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 10 件であります。売買が 6 件、贈与が 1 件、賃貸借が 3 件となっております。
個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い

たします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 525 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、売買の案件です。譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、面積 256 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

10 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 3 番は、売買の案件です。譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、面積 1,350 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 4 番は、売買の案件です。譲受人の経営規模拡大のため、田 3 筆、合計面積 1,820 m²を議案書記載の金額で売買するものであります。

12 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして、4 ページをご覧ください。番号 5 番は、売買の案件であります。譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、面積 1,300 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 6 番は、売買の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 3 筆、合計面積 249.56 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

14 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページに戻っていただき、番号 7 番は、贈与の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 2 筆、合計面積 2,042 m²を親戚の方へ贈与するものです。

15 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

続きまして、5 ページをご覧ください。番号 8 番は、賃貸借の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 8 筆、合計面積 7,978 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

16 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページをご覧ください。番号 9 番は、賃貸借の案件です。譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 2,289 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

17 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページに戻っていただき、番号 10 番は、賃貸借の案件です。譲渡人の経営規模縮

小のため、田 12 筆、合計面積 23,618 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

18 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は田屋地内の田、番号 2 番は水戸野地内の休耕田、番号 3 番は水戸野地内の休耕田、番号 4 番は水戸野地内の休耕田、番号 5 番は水戸野地内の休耕田、番号 6 番は上大蒲原地内の田、番号 7 番は本田屋地内の田及び畑、番号 8 番は牧地内の田、番号 9 番は矢津地内の田、番号 10 番は矢津及び下阿弥陀瀬地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 2 号

議 長 続きまして、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数 1 件で、期間及び用途の変更が 1 件となっております。

21 ページをご覧ください。番号 1 番は隣接する農地の砂利採取のための搬出入路及び表土置場として令和 4 年に 3 年間の一時転用許可を受けておりましたが、用途と期間を変更するものです。

具体的には 26 ページの図面をご覧ください。

隣接する農地の砂利採取について、同じく令和 4 年に一時転用許可を受けており、許可期間は 1 年 6 カ月であります。事業を開始したところ地下水が大量に出たり、想定していた量の砂利が採掘できないことから採掘した部分については埋め戻し、採掘していない農地については休耕田の状態で、許可期間が終了しております。

ただ、もともと砂利採取後の現状復旧の際に併せて水路の改良工事を行うという取り決めがあったことから、今回の事業撤退にあたりまして、事業者と農地所有者との協議が行われ、砂利を採掘しなかった部分を含め当初の取り決めに履行する、側溝の改良工事を行うことで合意したものです。

そのため、用途の変更と許可期間の延長をするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は猿和田地内の一時転用中の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。
「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第 3 号

議 長 続きまして、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数3件で、賃貸借が3件であります。

33ページをご覧ください。番号1番から40ページの番号8番はひとつの案件です。笹堀地内の登記地目 田26筆、畑25筆、合計面積9,719.82㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

51ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、笹堀地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

40ページをご覧ください。番号9番から番号11番はひとつの案件です。

一本杉地内の登記地目 田4筆、合計面積4,048㎡を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

58ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

41ページをご覧ください。番号12番から番号13番はひとつの案件です。

一本杉地内の登記地目 田3筆、合計面積651㎡を砂利採取のための搬出入路とする一時転用案件で、賃貸借となります。

64ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（樋口勝俊 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番から番号8番は笹堀地内の田及び畑、番号9番から番号11番は一本杉地内の田、番号12番と番号13番は一本杉内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

今井聡 委員 はい。

議 長 今井委員。

今井聡 委員 3 番、今井です。質問のタイミングがずれたですけども、先ほど砂利採取について、トラブルがあったような話がありましたよね。本来であれば、採取して元に戻して、U 字溝を見ているというお約束事があるのにかかわらず、業者側が言うなれば、拒んで、「何とか手つけてないから、何もなくていいですよ。」みたいな話に、多分、なっただろうと思いますが、そういった場合は、農業委員会の相談とかあるものでしょうか。

議 長 はい、事務局、説明をお願いします。

阿部係長 はい。今回の案件につきましては、特に相談とか、ありませんでした。

今井聡 委員 普通に客観的に考えるとトラブルがついて回るのであれば、農業委員会も入って、その契約書にサインをすると、そこは多分しないのだろうけれども、現況復旧は当たり前で、プラスアルファで、きっと地権者たちが話し合って、ここに U 字溝をちょっと大きくしようという多分話になっただろうと思うんですけども、そういう契約が破られるというか、当事者間で話し合った結果、何とか 1 年を費やして、何とかまとまったって話になるのでしょうか。

議 長 事務局。

阿部係長 申請の際に、この経緯について、そのように伺っております。

議 長 ほかに、ご意見ございませんか。

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号・農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号（①あっせん審査委員会案件）

議 長 続きまして、「議第4号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

議題に入ります前に、今回から議決方法の変更があるということですので、事務局から説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい。議長、説明いたします。

議案書の65ページをご覧ください。中間管理事業の制度変更に伴う議決の方法の変更についてご説明いたします。

これまでの中間管理事業は、農林公社への貸付については議決案件とし、農林公社から耕作者への転貸については、報告案件としておりました。

67ページをご覧ください。

今回の変更は、その集積計画と配分計画が一本化して「促進計画」となり、五泉市が作成した促進計画に対して農業委員会として意見を付して、農林公社へ提出する流れとなります。そのため、今後は貸付と転貸の両方が議決案件となります。それに伴い、議案書の表示方法も変更となっております。

議案書の69ページをご覧ください。

表の右から2列目に「設定促進」と記載があるのが公社への貸付で、「転貸促進」と記載があるのが耕作者への転貸であります。例えば、番号1番と番号2番はひとつの案件であり、貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

このように、基本的に貸付と転貸を一括して審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

議 長 それでは議事に入ります。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

69ページの番号1番と番号2番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係 委員 退室）

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明いたします。

69 ページをご覧ください。

先ほどご説明したとおり、貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号 1 番は、公社への貸付で、面積 3,711 m²、番号 2 番は、耕作者への転貸で、面積 3,711 m²、これらを議案書記載の金額で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 19 条の規定により農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員 はい。

議 長 権平委員。

権平孝男 委員 9 番、権平です。今の 1 番と 2 番の説明ですか。全部の説明ですか。

議 長 はい。事務局、説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。説明いたします。

今は、関係 委員の案件ですので、1 番と 2 番の説明であります。

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第 4 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」の番号 1 番と番号 2 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第 4 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」の番号 1 番と番号 2 番は、原案のとおり決定されました。

関係 委員は、入室してください。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「議第 4 号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による

農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」の番号 1 番、番号 2 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長説明いたします。

議案書 69 ページをご覧ください。

今月は先ほどご審議いただいたものを含め、貸付および転貸が 23 件、転貸のみが 1 件、耕作者の移転が 2 件となります。貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号 3 番と番号 4 番は、75 ページをご覧ください。合計面積 15,851 m²、番号 5 番と番号 6 番は、合計面積 1,758 m²、番号 7 番と番号 8 番は、面積 297 m²、番号 9 番と番号 10 番は、合計面積 1,931.44 m²、番号 11 番と番号 12 番は、面積 710 m²、番号 13 番と番号 14 番は、面積 363 m²、番号 15 番と番号 16 番は、81 ページをご覧ください。合計面積 5,717.04 m²、番号 17 番と番号 18 番は、合計面積 2,760 m²、番号 19 番と番号 20 番は、87 ページをご覧ください。合計面積 15,240 m²、番号 21 番と番号 22 番は、90 ページをご覧ください。合計面積 8,477 m²、番号 23 番と番号 24 番は、94 ページをご覧ください。合計面積 11,690 m²、番号 25 番と番号 26 番は、面積 1,807 m²、番号 27 番と番号 28 番は、面積 907 m²、番号 29 番と番号 30 番は、合計面積 6,842 m²、番号 31 番と番号 32 番は、合計面積 5,066 m²、番号 33 番と番号 34 番は、面積 460 m²、番号 35 番と番号 36 番は、合計面積 5,979 m²、番号 37 番と番号 38 番は、面積 1,021 m²、番号 39 番と番号 40 番は、合計面積 3,063 m²、番号 41 番と番号 42 番は、104 ページをご覧ください。合計面積 7,465 m²、番号 43 番と番号 44 番は、合計面積 71 m²、番号 45 番と番号 46 番は、合計面積 2,817 m²、これらを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、耕作者に転貸するものです。

次に、番号 47 番は、転貸のみの案件です。令和 6 年 10 月総会において耕作者死亡のため、公社との契約が解除となっていた農地について、新しい耕作者を設定するものです。番号 47 番は、合計面積 10,339 m²、こちらを無償で耕作者に転貸するものです。

なお、転貸のみの場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐことになります。

続きまして、108 ページをご覧ください。

番号 1 番と番号 2 番は耕作者の変更となります。

議案書のなかで、譲渡人の欄に記載されているのは、農地の所有者ではなく現在の耕作者です。そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者であります。

番号1番と番号2番、それぞれを新しい耕作者に変更するものです。なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐことになります。

これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農地中間管理権を設定するものであり、同法第19条の規定により農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。

「議第4号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」の番号1番、番号2番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第4号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」の番号1番、番号2番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第5号

議 長 続きまして、「議第5号・事務局職員の任免について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

松尾局長 はい、議長。

議 長 松尾局長。

松尾局長 はい、議長。

それでは私から、次に第5号、事務局職員の任命についてご説明いたします。

本日机上配布いたしました別紙「事務局職員の任命について」ご覧いただきたいと思っています。

令和7年4月1日付の発令ということで、事務局職員、4人の転出、4人の転入の予定でございます。

初めに転出する職員であります。渡辺次長、市民課へ転出、市民課長に昇任となります。それから阿部係長、上下水道局へ転出いたします。村松事務所に参りまして、本間

所長、農業委員会事務局、変わりませんが、本庁に配属となります。それから山口主幹、局長と2年合わせまして3年、事務局に在籍いたしましたが、定年退職でございます。

次に、転入する職員であります。事務局次長としまして、本間村松事務所長が昇任をいたします。それから、農地係長として、上下水道局から星係長が転入をいたします。村松事務所に、所長兼農地係長としまして、本日、業務の都合で出席しておりませんが、市民課から牛腸主査が転入をいたします。村松事務所、農地係に、上下水道局から、今井主査が転入いたします。

以上であります。

議 長 これより質疑に入ります。事務局職員は退室をお願いします。

(事務局職員退室)

議 長 事務局職員の任免について、私から加えて説明申し上げます。

(市長協議の内容等を含め情報提供)

議 長 ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第5号・事務局職員の任免について」、原案のとおり承認される委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「議第5号・事務局職員の任免について」は、原案のとおり承認されました。

事務局職員は入室してください。

(事務局職員入室)

8 報告事項

議 長 続きまして、日程8、報告事項であります。

「報告第1号・五泉市遊休農地対策補助金の令和6年度実績について」事務局より説明をお願いします。

本間所長 はい、議長。

議 長 本間所長。

本間所長 はい、議長。説明いたします。

議案書 115 ページからご覧ください。

117 ページに五泉市遊休農地対策補助金の令和 6 年度実績についてまとめた表が
ついております。

令和 6 年度は、耕起に対する補助額は 10a 当り 3,000 円で 2 件、対象面積 9,102 m²
に対し、交付金額が 27,306 円となりました。

また、耕起から作付けまでの補助額は 10a 当り 5,000 円で 2 件、対象面積 6,836 m²
に対し、交付金額が 34,180 円となりました。

耕起と耕起から作付けを合わせまして、合計で、4 件、対象面積 15,938 m²、61,486
円の交付となりました。

以上報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

長谷川亘 委員 はい。

議 長 長谷川委員。

長谷川亘 委員 12 番、長谷川です。件数 4 件についての地区は、どのようになっていましたで
しょうか。

議 長 はい、事務局、説明をお願いします。

本間次長 はい、議長。

4 件については、五泉地区が 2 件と、村松地区が 2 件とそれぞれ件数となっております。

長谷川亘 委員 場所が分かれば、教えてください。

本間次長 先ほど、五泉地区と村松地区、それぞれ 2 件と申しましたが、訂正させてください。
耕起につきましては、上戸倉の方と矢津の方の 2 件、耕起から作付けまでを、尻上の方
と本田屋の方の 2 件、合計 4 件となっております。

議 長 ほかに、無ければ、続きまして、「報告第 2 号・五泉市農業委員会会議規則等の一部
改正について」事務局より説明をお願いします。

渡辺次長 はい、議長。

議 長 渡辺次長。

渡辺次長 それでは、私の方から 119 ページの例規の一部改正についてのうち「五泉市農業委員会会議規則等の一部改正について」をご説明いたします。

今回改正する規則等は 4 件です。

はじめに、121 ページをご覧ください。お願いします。「五泉市農業委員会会議規則」ですが、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、改正箇所を引用している規則第 6 条の規定に条ずれが生じていることから改正を行うものであります。

続きまして、125 ページから 129 ページまでになりますが、「五泉市農業委員会の委員選任に関する規程」と「五泉市農業委員会農地利用最適化推進委員選任に関する規程」の一部改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることから、規程中の文言の整理を行うものであります。

本間所長 続きまして私からは、「五泉市遊休農地対策補助金交付要綱の一部改正について」をご説明いたします。

議案書 131 ページからご覧ください。

五泉市の補助金制度は 3 年に 1 度検証と見直しをすることが定められております。遊休農地対策補助金もその時期となったため、事務局、役員会において検討し、補助内容については今後も見直しを含め検討を行っていき、次年度以降も継続することといたしました。これに基づきまして、交付要綱の終期について改正行うものであります。

なお、新年度の補助内容について、回覧用のチラシをご用意いたしましたので、後日、配布する予定でございます。

以上報告いたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

大槻彰吉 委員 はい。

議 長 大槻委員。

大槻彰吉 委員 5 番、大槻です。見直しをしたけれども、変更はないということでしょうか。

議 長 事務局。

本間次長 補助内容については、これまでのとおりですが、終期が今年度末まででしたので、終期の延長することになります。

議 長 無ければ、続きまして、「報告第3号・各委員会活動の報告について」ですが、最初に、農業公害遊休農地対策委員会 権平委員長より説明をお願いします。

権平委員長 はい、議長。

議 長 権平委員長。

権平委員長 はい、議長。農業公害遊休農地対策委員長の権平です。
令和6年度の活動報告をさせていただきます。

当委員会の役割は、農業公害遊休農地対策に対応し、遊休農地の解消及び耕作の斡旋による農地集積で五泉の農業の発展に尽くすものであります。

令和6年度の活動ですが、6月28日に第1回委員会を開催し、今年度の農地パトロールの方針や手法について検討を行いました。農地法第30条に基づく農地利用状況調査を8月2日に五泉地域、村松地域、それぞれ5班体制で10班に分かれ、農業委員と農地利用最適化推進委員と協力し行う事を決定いたしました。

調査当日は天候にも恵まれ、予定区域の調査を無事終了することが出来ました。

調査結果につきましては、9月6日に開催した第2回委員会で内容確認を行い、9月総会で報告いたしました。その後、担当地区の委員・推進委員の皆さんから管理指導、農地利用意向調査を行っていただいた結果、次年度繰越遊休農地については、12,080㎡となりました。この次年度繰越農地につきましても引き続き解消に向けた取り組みを行っていきます。

次に、遊休農地解消にむけた取り組みとして行っている遊休農地対策補助金についてですが、令和6年度は4件 15,938㎡の対象面積に対し、61,486円の補助金交付実績となりました。

公害遊休農地対策の当委員会活動は、年々めまぐるしく変化する農政の状況の中で、今後予想される自己保全管理農地の遊休農地化対応に、益々その役割が重要になってきております。次年度以降も、より積極的に、農地利用最適化推進委員との情報交換を行い、優良農地の保全と利用促進を推進していくことが必要であると考えます。以上、今後の活動への抱負を交えての今年度活動報告といたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、続きまして、農業委員会だより委員会 林委員長から説明をお願いします。

林委員長 はい、議長。

議 長 林委員長。

林委員長 はい、議長。農業委員会だより編集委員長の林です。令和6年度の活動報告をさせていただきます。

当委員会の役割は、農業委員会だよりの編集、発行や市のホームページを活用して、農業委員会の活動内容や農業情勢の啓発並びに地域農業情報や話題の提供をすることです。

令和6年度は6月号、10月号、2月号と1年間で3回発行した活動について報告をいたします。

6月号では、「令和6年度五泉市農業委員会最適化活動の成果目標」と「農地移動の手続き」、「きらり農ライフ」で漬物の達人として宮古の齋藤さんの紹介などについて掲載しました。

10月号では、8月に開催された「女性農業者の集い」の写真を表紙に、記事内容は「8月1日の農地パトロール」、「市長への農業施策に関する意見書提出と回答」と「山形県中山町農業委員会 視察研修で来泉」の記事などを掲載しました。

2月号では、「農業まつり五泉会場」を表紙に、記事内容は11月に実施した「県内視察研修」と「新潟県農業会議創立70周年記念 新潟県農業委員会大会」、「さといも品評会の結果報告」、渡辺のり子推進委員より「北信越ブロック女性農業委員研修会」の参加報告などの記事を掲載し、農家の皆さんに農政情報などをお届けできたのではないかと考えております。

農業委員をはじめ、農家の皆様、関係機関の皆様には、こころよく原稿依頼や、写真提供をいただくことができ、楽しく見やすい「だより」の発行を目指して、1年間、無事に発行できたことを申し上げ、報告といたします

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、続きまして、農業経営後継者対策委員会 今井委員長から説明をお願いします。

今井委員長 はい、議長。

議 長 今井委員長。

今井委員長 はい、議長。農業経営後継者対策委員長の今井です。

令和6年度の活動報告をさせていただきます。

当委員会の役割は、農業経営の促進、農業後継者対策等に関する諸問題に対応し、五泉の農業発展に尽くすものであります。

令和6年度の活動ですが、5月31日に第1回目の委員会を開催し、今年度の事業計画と県内視察研修について検討を行いました。

8月17日に燕三条地場産業振興センターで開催された、「農林業への新規就農・就業チャレンジフェア」に樋口委員が参加しました。

9月30日に第2回委員会を開催し、県内視察研修について日程と研修先を決定しました。

11月26日、スマート農業の実践や乾田直播栽培等の取組を行う聖籠町の「株式会社アグリヘリテージ」と関川村の「有限会社上野新農業センター」へ視察研修を実施し、20名の委員から参加していただきました。

また、10月30日に株式会社エフアグリから農地所有適格法人設立届が提出され、私と亀山副委員長に報告があり、11月の役員会で承認されました。

2月25日には個人から農業参入計画書が提出され、3月11日に当委員会の委員及び農林課職員等で農業参入審査会を開催し、農業参入計画書の確認と本人から聞き取りを行いました。

審査会の結果、要件を満たしていることから新規農業参入を「適当」と判断しました。

以上、農業経営後継者対策委員会の活動報告といたします。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

渡辺清滋 委員 はい。

議 長 渡辺委員。

渡辺清滋 委員 2番、渡辺です。

農業別な仕事をしながら、最近、農業の勉強をして、農業大学校へ行き、様々な研究熱心な方と、いろいろと聞いております。

今後ですね。ひとつは、サポート体制、根っからの農業をとというわけでないので、そういうサポートがどうなっているのか、3月15日決まったばかりで、もう1つは、今後、主に耕作するもの、おそらく野菜関係かなあと思っていますが、そのあたりの経営のサポート体制と経営のことについて、今後、どうしていくのか、聞かせていただきますか。

今井委員長 資料がないので、はっきりと記憶にあることですが、事業計画等は審査会で見ており、「これだとちょっとスムーズなことは起こりませんよ」という部分をお話しました。

半農半X、そもそもそういうことで、全農というわけではなく、果物を作りながらも、現在も、イチジク、その他、師として仰ぐ人が、品種によって二、三人いるらしいですね。その方とともに、勉強してやっていこうということで、まさしく、全面農業ではなく、半Xか7Xなるかもしれませんけれども、気構えを認めて、ただ助言と

しては、例えば、「今、農地の場所、或いはもうちょっとこうした方がいいんじゃないの」、「周りに迷惑かけないようにした方がいいよね」というのは、いろいろアドバイスは各方面からしていただきました。

渡辺清滋 委員 ぜひ、農業やっている方で若手であろうかと思うので、今後、ご支援・ご指導していただきたいと思います。

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第3回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時6分 閉会)